

第2回「放射性医薬品取り扱いガイドライン」に基づく講習会の開催にあたって

特定非営利活動法人 日本核医学技術学会
理事長 渡邊 浩

核医学は、臓器の機能や病態を画像化できる検査技術として世界的に発展し、同時に多くの新しいトレーサ（放射性医薬品）も開発されてきました。

本邦においては、核医学診療に従事する診療放射線技師等も放射性医薬品の取り扱いを行うことでより円滑に診療業務を行う体制が築かれ、世界的な放射性医薬品による副作用発生頻度に比べても安全に実施されていることが明らかになっております。しかしながら、平成19年4月1日に施行された改正医療法等においては、医薬品および医療機器等の医療安全について更なる取り組みが求められており、診療放射線技師は、これまで以上に核医学撮像装置や画像処理装置等の医療機器の始業・終業点検の他、核医学診療を安全に実施する責任を担うこととなりました。このような中、核医学診療の医療安全を確保するためには、医師をはじめ薬剤師など他職種とのチーム医療の確立に向けた取り組みが重要といえます。

そのため、本学会は、日本核医学会、日本放射線技師会ならびに日本病院薬剤師会を含めた4会による合同ワーキンググループを立ち上げ、核医学の放射性医薬品の取り扱いについて検討を行い、平成23年6月10日、「放射性医薬品取り扱いガイドライン（以下、ガイドライン）」を作成、公開いたしました。これはまさしく放射性医薬品の取り扱いに関してチーム医療によって更なる医療安全を築く体制を目指すものです。

今後は、このガイドラインに基づいて薬剤師、診療放射線技師ならびに医師等がチームとなって核医学診療を実施することが求められます。特に、国民が核医学診療を受ける機会を均等に享受できる現状を維持、向上させるためには、診療放射線技師と薬剤師が協働して放射性医薬品の取り扱いを行っていく必要があります。そのためには、診療放射線技師が医薬品に関する知識を、さらに学んでいくことが急務です。一方、薬剤師にも核医学診療の現場に入っただき、専門的な知識に基づいた核医学への貢献を期待するとともに、適正な放射線管理等について学ぶ機会としていただければ幸いに思います。

最後に、チーム医療による核医学診療の更なる安全確保のための本講習会に、多くの方々にご参加いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。